

答申第 778 号

諮問第 1331 号

件名：自己情報不訂正決定として、申立人が提出した書証である判決文により事実関係を確認しておきながら、訂正を行わないことを決定した責任者氏名及び役職が分かる情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 8 月 20 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が同年 9 月 4 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人の開示を求める情報を開示しなければならない。

愛知県警察本部の A らは、間違った個人情報の訂正を書証提示のうえ求めるも、その訂正を行わず、何ら説明もすることなく訂正をしないとした責任者の名前すら教えようとしない。このことは、審査請求人の持つ「知る権利」の侵害である。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 審査請求人の主張

公安委員会による不開示理由とする存否応答拒否の根拠理由がよく分からないが、審査請求人の求める情報である訂正を行わないことを決定した責任者氏名及び役職は、存否応答拒否となる情報ではなく、単なる責任回避を目的とする不開示であるので、速やかなる情報の開示を求める。

(イ) 愛知県公安委員会による不開示理由について

愛知県情報公開条例の目的は、条例第 1 条（目的）において行政文書の開示する権利につき定めること等により、実施機関の管理する情報の一層の公開を

図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務を全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とするものであるが、

a 条例第7条第2号の該当性について

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」とあり、特定の文書番号及び日付の不訂正決定を指定することにより、その特定個人がBであることを特定することは不可能である。（公安委員会が、特定個人名を開示公表すれば別である。）

因みに、本件開示請求に係る関係人は、すべて個人の事業に関する事業者である。

b 条例第10条の該当性について

不開示とする条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとはならないので、条例第10条に基づく本件開示請求を不開示とする理由がない。

そもそも、条例第7条第2号に該当すれば、条例第10条に該当する根拠が理解できない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第5条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号。以下「保護条例」という。）に規定されているような本人であることを示す書類等の提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第7条に基づいて判断されるものであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第3条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、更に、条例第7条第2号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第10条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件対象文書について

ア 審査請求人（以下「請求人」という。）は、特定の個人が、書証とする判決文の写しを提出して保護条例上の実施機関である警察本部長（以下「保護条例実施機関」という。）に求めた個人情報の内容訂正について、「判決文により不実である事実関係を確認しておきながら、訂正を行わないことを決定した」と申し立てながら、その決定に係る責任者氏名及び役職が分かる行政文書の開示を求めたものである。

イ 本件に係る開示請求書の記載内容が、本件に係る開示請求における対象行政文書（以下「本件対象文書」という。）について詳細に記載されており、請求人本人の情報の開示を求めるものと考えられたこと及び開示請求書の記載内容に不明な点が散見されたことから、生じた疑義について請求人に問い合わせたところ、請求人は、自己情報の開示請求ではない旨及び補正はしない旨を申し立てたため、何人でも請求できる情報公開制度を用いて、特定の個人がなした訂正請求の決定に係る行政文書の開示を求めたものとして受理することとした。

ウ 保護条例第 32 条において、保護条例実施機関は、訂正の請求に対しては、保有個人情報の訂正をする又は訂正をしない旨の決定をし、請求者に通知しなければならないことを定めている。

自己情報不訂正決定に係る通知書（以下「通知書」という。）を請求者に発出する場合は、保護条例実施機関において決裁行為が行われる。

エ 本件審査請求書には、「個人の名誉毀損となる事実と異なる個人情報に対して、「判決文により不実である事実関係を確認しておきながら、「訂正を行わないことを決定した」とする申立ての記載があるが、この記載を含んで本件対象文書を特定しようとするれば、保護条例実施機関は、適正に条例を適用して決定することから、本件対象文書が作成されることはあり得ない。

オ しかしながら、「愛知県警察本部による平成〇年〇月〇日付け〇発第〇号自己情報不訂正決定」という「特定の個人」に対する「通知書」の発出に係る決裁が行われたとして、「訂正を行わないことを決定した責任者氏名及び役職が分かる情報」とする記載部分のみにおいて本件対象文書を特定すれば、「特定の個人」に関する「通知書」の発出に係る決裁に関する書類が、本件対象文書となる。

(3) 不開示情報該当性

ア 本件に係る開示請求は、特定の文書番号及び日付の自己情報不訂正決定を指定し、その決定に係る行政文書の開示を求めている。

不訂正決定に係る行政文書は、個々の請求者について個別に作成されるものであるため、特定の文書番号及び日付の不訂正決定を指定することにより、請求者が特定されることになるから、本件請求は、特定の個人の特定の行為に対してなされたものと認められる。

イ したがって、本件に係る開示請求に対して開示決定又は不開示情報該当を理由とした不開示若しくは一部開示の決定を行った場合は、特定の個人の不訂正決定に係る行政文書が存在すること、すなわち特定の個人についての訂正請求があっ

たという情報を明らかにすることになる。

当該情報は、条例第7条第2号に該当する、個人を識別できる不開示情報と判断され、さらに、同号ただし書き及びロのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ また、請求人の「個人の名誉毀損となる事実と異なる個人情報に対して、」「判決文により不実である事実関係を確認しておきながら、」「訂正を行わないことを決定した」とする申立ての記載は、保護条例実施機関においてはあり得ないことではあるものの、記載された事実の有無は、本件対象文書の存否を明らかにすることが、特定の個人に関する情報に該当するという判断に、影響を及ぼすものではない。

(4) 条例第10条該当性

特定の個人を対象とした自己情報の訂正、不訂正の決定に係る行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、特定の個人が警察に何らかの申出を行ったか否かの事実を答えることと同じ結果を招くことになり、不開示とすべき条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、警察本部長による特定の自己情報不訂正決定として、個人の名誉毀損となる事実と異なる個人情報に対して、当該自己情報不訂正決定を受けた自己情報訂正請求者が提出した書証である特定の判決文により不実である事実関係を確認しておきながら、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できず、」として訂正を行わないことを決定した責任者の氏名及び役職が分かる情報が記載された文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第7条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の日付及び文書番号により発出された自己情報不訂正決定通知書を指定するとともに、当該自己情報不訂正決定を受けた自己情報訂正請求者が自己情報訂正請求に当たり書証として提出した特定の判決文を指定しているなど、特定の個人が特定の判決に関し自己情報訂正請求をし、その請求に対し不訂正決定を受けたという前提のもとになされたものであると認められる。よって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が特定の判決に関し自己情報訂正請求をし、その請求に対し不訂正決定を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当する。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県警察本部による平成○年○月○日付け○発第○号自己情報不訂正決定として、個人の名誉毀損となる事実と異なる個人情報に対して、申立人が提出した書証である○
○裁判所平成○年（○）第○号平成○年○月○日判決文により不実である事実関係を確認しておきながら、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できず、」として訂正を行わないことを決定した責任者氏名及び役職が分かる情報。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.12.15	諮問
27. 2. 3	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 2. 6	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 6.29 (第461回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 1.20 (第478回審査会)	審議
28. 2.25 (第482回審査会)	審議
28. 5.13	答申